
資料編

1

用語の解説

	用語	解説
あ	アダプトプログラム	自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。市民・市民団体・事業者がアダプトプログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。また、本市では毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と定め、一斉清掃を行っている。
う	海ごみゼロウィーク	海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動のこと。海洋ごみの約8割は、陸（まち）から川を伝って海に流れ出したものとされることから、海洋ごみを減らすには海だけでなくまちでも活動することが重要と考えられている。
え	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」のこと。主な内容として、急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行、余分な荷物を載せない、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。
	エコ モビリティ ライフ	環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげた言葉で、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。
	エシカル消費	倫理的消費のこと。消費者基本計画（2015年3月閣議決定）において、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」とされている。社会や環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、消費者それぞれが社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動である。例えば、エコマーク商品、リサイクル製品、持続可能な森林経営や漁業の認証商品といった「環境への配慮」、フェアトレード商品、寄付付きの商品といった「社会への配慮」、障害者支援につながる商品といった「人への配慮」に加え、地産地消や被災地産品の応援消費等も、エシカル消費に含まれる。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	環境基準	環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染および騒音について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。
	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
	環境マネジメント	企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め、これに基づき環境配慮等の行動を実践し、その結果の点検、見直しを行い、さらに継続的な改善を図るという一連の環境管理体制のこと。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する様々な機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。具体的には、多自然川づくり、遊水地、水循環、雨水流出抑制のための貯留浸透、都市緑化、緑の防波堤などがある。
こ	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こして生成される、オゾン、アルデヒド等の酸化性物質の総称。呼吸器や植物に影響を与え、光化学スモッグの主な原因となる。
	光化学スモッグ	日差しが強く、気温が高く、風が弱い日などに、光化学オキシダントの濃度が高くなり、白いもやがかかったようになる現象をいい、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物へも影響を与える。

	用語	解説
さ	サーキュラーエコノミー (循環経済)	あらゆる経済活動において、製品やサービスの設計段階から廃棄物の発生や汚染を出さないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま循環させることで、資源の投入量と廃棄物の発生量を最小化する経済システム。
	再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO ₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。
し	食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。
す	3R	Reduce(リデュース)物を大切に使う。ごみを減らす。Reuse(リユース)繰り返し使う。Recycle(リサイクル)再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「3R(スリーアール)」と呼んでいる。 本市では、「Refuse(リフューズ)必要ないものは買わない(断る)、使わない」を「Reduce(リデュース)」と一体的な概念として捉えて、「Reduce・Refuse」、「Reuse」、「Recycle」を3Rと呼ぶことにしている。
た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理(調査・計画・設計・施工・維持管理等)を行うこと。
	多自然調整池	雨水貯留施設の一つであり、雨水流出抑制機能だけでなく、地域の生態系に配慮して整備された調整池。
ち	地球温暖化	地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象のこと。その主な原因は、二酸化炭素(CO ₂)やメタン、フロンガスなどの人間活動による温室効果ガスの増加によると考えられている。
	地産地消	「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。「地産地消」は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。
と	特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外に放つことなどが原則として禁止されており、違反した場合には重い罰則が課せられる。
ひ	BOD	Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。有機物による水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと。単位はmg/l(水1l当たりに消費される酸素のmg数)で表す。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
	ヒートアイランド現象	都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランド現象という名称が付けられている。
	ビオトープ	ドイツ語で、直訳は「生命の場所」。湿地、雑木林、池などに存在する固有の動植物群を保持する空間のこと。動物が自力で生活し、その「種」の永続的な維持が可能な場所や環境をいう。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する、粒径が2.5μm(1μm=1/1,000mm)以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
ふ	フードドライブ	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々や施設等に寄付をするボランティア活動。生活困窮者等の支援や食品ロスの削減につながっている。

	用語	解説
心	浮遊粒子状物質 (SPM)	Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1/1,000\text{mm}$) 以下のものをいう。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。
ま	マルチパートナーシップ	市民同士の協働や地縁的な組織と NPO 等の志縁的な組織との協働に加えて、事業者と行政との協働、事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていくこと。
み	緑のカーテン	アサガオ、ヘチマ、ゴーヤ等のツル性植物で窓の外に作る自然のカーテン。植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギーの取組。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方。
れ	レジリエンス、レジリエント	防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する。なお、レジリエントは、レジリエンスの形容詞。

2 岩倉市環境基本条例

岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）

岩倉市環境保全に関する基本条例（昭和47年岩倉市条例第27号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第12条）

第3章 総合的推進のための施策（第13条～第15条）

第4章 効果的推進のための施策（第16条～第20条）

第5章 岩倉市環境審議会（第21条～第25条）

附則

私たちのまち岩倉は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、五条川を中心に肥沃な土壌が広がり、水と緑に恵まれた豊かな自然環境のもと、いにしえより続く先人の努力により尾張地方の中心地のひとつとして発展を遂げてきた。

しかしながら、わが国の発展を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動や生活様式は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少や公害をもたらしたばかりでなく、地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球規模の環境問題を招いており、これまで以上に良好な環境を保全していくことはもとより、創造していく姿勢が求められている。

すべての市民は、良好で快適な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識のもと、私たちは市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与するために、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを現在及び将来の世代の市民が受けることができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、持続的に発展することができる循環型社会が形成されるように推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、多様な生物が生息することができる生態系及び自然環境が広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にする心を養い、自然との触れ合いを深め、人と自然との共生が実現されるように推進されなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人一人の日常生活及び事業者の事業活動が現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、全ての施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保のため、公害の防止、環境の美化、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造等)

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造し、並びに生物の多様性の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の推進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第13条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第5章に規定する岩倉市環境審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第14条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第15条 市は、全ての施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(工作物の新設等に係る環境への配慮の推進)

第16条 市は、工作物の新設、土地の形状の変更その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第18条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 岩倉市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく合議制の機関として、岩倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について知識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第25条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

2 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岩倉市環境の緑化に関する条例の一部改正)

3 岩倉市環境の緑化に関する条例（昭和47年岩倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

4 この条例の施行の日において、現に改正前の岩倉市環境保全に関する基本条例第19条の規定に基づき岩倉市環境保全審議会委員の身分を有する者は、この条例の第23条第2項の規定に基づき岩倉市環境審議会委員として委嘱された者とみなす。

3 岩倉市環境審議会

岩倉市環境審議会規則（昭和47年岩倉市規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第25条の規定に基づき、岩倉市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）知識経験のある者
- （2）各種団体を代表する者
- （3）市民活動団体を代表する者

2 審議会の委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第5条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員5人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の委員のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。
- 4 学識経験のある者のうちから任命された専門委員の任期は、2年とする。
- 5 前項の専門委員は、再任することができる。

（専門部会）

第6条 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもつて構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（幹事）

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年5月2日から適用する。

附 則（昭和59年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附 則（平成24年3月29日規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月24日規則第12号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

岩倉市環境審議会開催概要

とき	内容
令和3年9月28日(火) (書面開催)	第2次岩倉市環境基本計画の改定概要の報告
令和4年6月29日(水)	第2次岩倉市環境基本計画策定業務の進捗状況について
令和4年9月29日(木)	第2次岩倉市環境基本計画策定業務の進捗状況について
令和5年2月10日(金)	第2次岩倉市環境基本計画(案)について【諮問・答申】

岩倉市環境審議会委員名簿

区分	団体・役職名等	氏名	備考
知識経験のあるもの	岩倉市校長会	渡辺 まゆみ (小川 康夫 ※)	職務代理者 ※令和4年3月まで
	尾北薬剤師会 岩倉支部	賀田野 倫代	
		木ノ本 みゆき	
各種団体を代表する者	愛知北農業協同組合 岩倉支店 支店長	石黒 文浩	
	岩倉市商工会 会長	山田 幹夫	会長
	岩倉青年会議所 理事長	河合 良弥	
	岩倉市区長会の代表	塚本 秋雄	
市民活動団体を代表する者	岩倉の水辺を守る会	奥田 信夫	
	岩倉ナチュラリストクラブ	三輪 千秋 (川口 義治 ※)	※令和4年3月まで
	3R-いわくら	若園 絹子	
	岩倉五条川桜並木保存会	花井 晴司	
	岩倉市婦人会	小笠原 三代子	

諮問・答申

岩環発第2486号

令和5年2月10日

岩倉市環境審議会

会長 山田 幹夫 様

岩倉市長 久保田 桂朗

第2次岩倉市環境基本計画（案）について（諮問）

岩倉市環境基本条例第22条第1号の規定に基づき、第2次岩倉市環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年2月10日

岩倉市長 久保田 桂朗 様

岩倉市環境審議会

会長 山田 幹夫

第2次岩倉市環境基本計画（案）について（答申）

令和5年2月10日付け岩環発第2486号で諮問のありました第2次岩倉市環境基本計画（案）について慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の意見を十分尊重し、市民・事業者・市の協働により、環境側面から将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に努められるよう要望します。

4 岩倉市環境基本計画検討委員会

岩倉市環境基本計画検討委員会条例（令和3年岩倉市条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第13条第1項の規定に基づく岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するための検討を行う岩倉市環境基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）環境基本計画に盛り込むべき項目及び内容の検討に関すること。
- （2）環境基本計画の素案の策定に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）企業の代表者
- （3）関係団体の代表者
- （4）市民活動団体の代表者
- （5）市民の代表者

（任期）

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部環境保全課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

岩倉市環境基本計画検討委員会開催概要

回	とき	内容
第1回	令和3年11月5日（金）	(1) 環境基本計画の概要について (2) スケジュール及び今後の進め方について (3) 令和2年度の主要事業の進捗状況について (4) アンケート調査について (5) 意見交換（気になる環境動向など）
第2回	令和4年3月30日（水）	(1) 今後のスケジュールについて (2) 環境基本計画主要事業の総括について (3) 環境に関する事業所アンケート調査結果について (4) 環境に関する市民アンケート調査結果について
第3回	令和4年9月9日（金）	(1) 市長と企業との意見交換会について (2) 単位施策の成果指標の達成状況について (3) 第2次環境基本計画の枠組み（骨子案）について
第4回	令和4年11月21日（月）	(1) 計画の策定状況について (2) 計画の骨子及び基本方針の修正について (3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案について
第5回	令和4年12月20日（火）	(1) 第2次岩倉市環境基本計画（案）について (2) 生物多様性地域戦略について (3) パブリックコメントの実施について
第6回	令和5年2月8日（水）	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第2次岩倉市環境基本計画（案）について (3) 第2次岩倉市環境基本計画概要版（案）について

岩倉市環境基本計画検討委員会委員名簿

区分	団体・役職名等	氏名	備考
識見を有する者	日本福祉大学国際福祉開発学部 教授	千頭 聡	委員長
	尾張西部生態系ネットワーク協議会 会長	長谷川 明子	副委員長
	愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長補佐	前川 高寛 (飛田 靖之 ※)	※令和4年3月まで
	岩倉市校長会	渡辺 まゆみ (小川 康夫 ※)	※令和4年3月まで
企業の代表者	石塚硝子株式会社 環境部 部長	山内 毅	
	ミヨシ油脂株式会社 名古屋工場 総務課 課長代理	新関 恒一	
	株式会社丹羽工務店 代表取締役社長	丹羽 智哉	
関係団体の代表者	岩倉市環境委員会	鬼頭 悟	
	岩倉市廃棄物減量等推進協議会 会長	吉田 始功	
市民活動団体の 代表者	ローカル・ワイド・ウェブいわくら	林 久美	
	ふれあい花の会	佐賀 逸子	
市民の代表者	市民公募委員	相原 陽子	
	市民公募委員	長瀬 三枝	
	市民登録委員	平野 巧貴	

5 岩倉市環境基本計画検討作業部会

岩倉市環境基本計画検討作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市環境基本計画検討作業部会（以下「作業部会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第13条第1項の規定に基づく岩倉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定のための基礎的な調査及び研究並びに上位計画等を踏まえた計画案の調整等を行うため、作業部会を置く。

(所掌事務)

第3条 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の立案のための調査及び研究に関すること。
- (2) 環境基本計画の素案の調整に関すること。
- (3) その他環境基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、建設部長、秘書企画課長、協働安全課長、行政課長、長寿介護課長、環境保全課長、商工農政課長、都市整備課長、維持管理課長、上下水道課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(座長)

第5条 作業部会に座長を置く。

2 座長は、建設部長をもって充て、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 作業部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を座長に届け出て、代理人を出席させることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、建設部環境保全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

岩倉市環境基本計画検討作業部会開催概要

回	とき	内容
第1回	令和3年10月27日（水）	(1) 環境基本計画の概要について (2) スケジュールについて (3) 令和2年度の主要事業の進捗状況について (4) アンケート調査について (5) 意見交換（気になる環境動向など）
第2回	令和4年8月25日（木）	(1) 単位施策の成果指標の達成状況について (2) 第2次環境基本計画の枠組み（骨子案）について
第3回	令和4年12月26日（月） （書面開催）	(1) 第2次岩倉市環境基本計画（案）の意見書について

岩倉市環境基本計画検討作業部会委員名簿

役職	氏名	備考
建設部長	片岡 和浩	座長
秘書企画課長	秋田 伸裕	職務代理者
協働安全課長	小松 浩	
行政課長	佐野 剛	
長寿介護課長	中野 高歳	
環境保全課長	隅田 昌輝	
商工農政課長	竹井 鉄次	
都市整備課長	西村 忠寿	
維持管理課長	田中 伸行	
上下水道課長	神山 秀行	
学校教育課長	近藤 玲子	
生涯学習課長	佐野 隆	

6 市民・事業者の意向把握

(1) 環境に関する市民アンケート調査【再掲】

市民の環境問題への意識や取組状況、今後の意向などを把握し、本計画の課題や今後の方向性を検討するために、「環境に関する市民アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】 令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】 住民基本台帳から無作為に抽出した市内在住の18歳以上の市民2,000人

【有効回答数】 864人（有効回答率43.2%）

(2) 環境に関する事業所アンケート調査【再掲】

事業所に対して、環境問題への取組状況や今後の意向、課題などを把握するための「環境に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】 令和3年11月26日（金）～12月13日（月）

【調査対象】 市内所在の事業所300社

【有効回答数】 122社（有効回答率40.7%）

アンケート調査結果のポイントについては、21ページから23ページをご参照ください。

(3) パブリックコメント

第2次岩倉市環境基本計画（案）について、広く市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

【実施日時】 令和4年12月28日（水）～令和5年1月27日（金）（31日間）

【意見者数】 2件（個人：1人、団体：1団体）

【意見件数】 17件

【提出された意見と市の考え方】 次ページの表のとおり

提出された意見と市の考え方

No.	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
1	全体	多くのデータを活用しわかりやすい計画になっている。	－
2	全体	第5次総合計画の精神を受け、マルチパートナーシップ型事業を積極的に展開する姿勢が見られ評価できる。	－
3	全体	レジリエンス・レジリエント・エシカル消費・バスターズなど、なじみの少ない語句を説明してほしい。	計画書本文中などで説明のない語句で特に必要があると考えられるものについて、用語の解説を掲載して説明することとします。
4	全体	計画書本文の形を整えるため、掲載されている多数のデータ・写真などを可能な限り分離して「参考資料」などとするべき。	計画書の体裁を整えることも重要ですが、本文付近に資料を掲載することで容易に参照できると考えるため、原案どおりとします。
5	17	愛知県下のリサイクル状況（図表2-2-6）で当市の現況がよくわかる。	－
6	19	水質BODの測定点が明示されていない。	測定点である「五条川待合橋」を記載しました。
7	30, 31	基本方針1に、「緑の基本計画」にしたがって緑地公園の増加・拡大、企業・学校などへの植樹の促進を追加し、基本方針4にSDGs15（陸の豊かさを守ろう）を追加してはどうか。	基本方針1については、計画書57ページにおいて基本施策3の単位施策①「緑の保全と創造」として、公園や広場、個人や事業所の敷地内の植栽を含む緑地を整備・増進する旨を記載しています。 基本方針4については、水に係る施策の比重が大きいためアイコンの追加はしませんが、計画の実施過程において広くSDGsの目標達成に寄与することを念頭に活動を進めてまいります。
8	51	2030年度CO2削減目標について、国と同じ46%は高過ぎるのではないかと。国の削減目標はエネルギー・大規模製造産業や運輸手段改善による削減を主体に考えられているはずであり、本市においては最もCO2排出量の多い家庭を約1/3にすることさえも難しいのではないかと。	ご指摘どおり、本市の特徴や環境を鑑みると、国と同基準の目標を達成することは容易ではありません。本市には山や森林がないため植林などによって二酸化炭素の吸収量を直接的に上げることは難しく、また、大規模な設備投資や産業規制なども現実的ではありません。その中で、市民や事業者を始めとした様々な主体の協力を得ながら、本計画に沿って実現可能な取組を着実に積み重ねていくことが重要です。その過程においてめざすべき目標として国と同基準の数値を掲げることには意義があると考えますので、原案どおりとします。
9	57	基本施策3-②の自動車における環境負荷削減対策例にふれあいタクシーのEVコミュニティバス化も例示してほしい。	ここでは、対象となる交通手段を一般的な表現で例示しており、本市の事業である「ふれあいタクシー」を例示することは適さないため、原案のままとします。ただし、事業の実施において参考とするため、担当部署へ提案することとします。

10	59	適応策の内容①に将来増加が見込まれる耕作放棄地の削減または活用に触れてほしい。	適応策「④自然災害への対策」において、耕作放棄地の発生抑制に努める旨を記載しています。
11	64	画像について、左の画像はナミtentウではなくヒメカメノコtentウです。	左の画像を削除しました。
12	67	第4の危機4行目について、「評価」→「指摘」に変更すべき。	気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が公表した第6次“評価”報告書からの引用であるため、「評価」としており、原案どおりとします。
13	74	岩倉市自然生態園でも見られる昆虫としてキマダラカメムシやアミガサハゴロモの仲間があります。植物ではセイタカアワダチソウも代表的です。	キマダラカメムシとセイタカアワダチソウを本文に追記しました。計画書の画像については、原案どおりとします。
14	75	表題の「岩倉市生物多様性地域戦略のめざすもの」は必要ないのではないかと。	岩倉市生物多様性地域戦略の目標や対象地域を明確にするため必要な項目だと考えますので、原案どおりとします。
15	77	基本施策2－①五条川の散策環境（健幸ロード）の充実とするべきではないかと。	健幸ロードを含めた散策環境を充実していく考えですが、限定するものではないため原案どおりとします。
16	85	マルチパートナーシップ型事業①の図示で、事業者・市民・学校→市民団体の興味を参加に変更すべき。	参加の前段階として興味や関心を持っていたと意図を込めて「興味」としています。原案どおりとしますが、「参加」につながるような働きかけをしていきたいと考えます。
17	87	マルチパートナーシップ型事業②の図示で、事業者市民に学校を追加してはどうか。	学校を追加しました。

環境都市宣言

私たちの住む岩倉市は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木をはじめとした水と緑に恵まれた豊かな自然に包まれており、先人たちは、その中で豊潤な歴史と文化を育んできました。

私たちは、この恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし、より便利で快適な生活様式や社会経済活動の拡大は、私たちの身近な生活環境への影響はもとより、温暖化をはじめとした地球規模の環境問題にも影響を及ぼすようになっていきます。

私たちは、その原因が日常生活や事業活動にあることを自覚し、地球環境の中で生かされている存在であることを再認識しなければなりません。これまで以上に良好な環境を保全し、創造していくことが私たちに課せられた責務です。

私たちは、一人ひとりが環境に対する責任を持ち、自然と共生する、持続可能なまちを目指し、ここに「環境都市」を宣言します。

- 1 市民・事業者・市が協働して、環境の保全と創造に取り組むまちを目指します。
- 1 身近な自然や生物を大切にする心を養い、自然との触れ合いを深め、人と自然が共生するまちを目指します。
- 1 省エネルギー・省資源に取り組み、低炭素型・循環型の地球にやさしいまちを目指します。